

三重県資源評価委員会における資源評価基準

三重県資源評価委員会が実施する三重県沿岸の重要資源に係る資源評価基準について、以下のとおり定める。

なお、資源評価基準は、資源状態、漁獲対象としての重要性および資源評価情報等の状況変化に的確に対応して見直すこととする。

1 資源評価の対象とする水産資源の選定

資源評価の対象とする水産資源は、本県沿岸に分布し、本県沿岸漁業が漁獲対象とする主要な水産資源のうち、次の要件を勘案して選定する。

- (1) 本県沿岸漁業における重要性。
- (2) 資源管理計画や自主的な管理を含む資源管理の有無。
- (3) 栽培漁業対象種や増殖場造成など、資源造成に係る取組の有無。
- (4) 資源評価に必要な漁獲情報および生態的知見等の有無。

2 資源評価項目および内容

資源評価対象資源の漁業および資源生態等に関する情報を収集・解析して資源状況を評価・診断し、管理方策を提示する。

- (1) 生物情報
 - ① 分布・回遊、成熟・産卵、成長、食性等の生態情報の収集・解析。
 - ② 体長、体重、年齢等の漁獲物情報の収集・解析。
- (2) 漁業情報
漁期・漁場、漁獲量、努力量(着業隻数、操業日数、操業時間等)の収集・解析。
- (3) 収集情報の解析
 - ① 得られた漁業情報に基づいて資源量指標値(資源量、資源量指数(たとえば CPUE)、漁獲量等)を解析する。
 - ② 加入量指標等の情報、基本情報の内容に応じた漁獲割合、加入当たり漁獲量および再生産関係等について、解析の高度化に努める。
- (4) 資源水準
 - ① 基本的に使用できる最大期間の資源量指標値の推移から、資源評価可能な最新年の資源水準を3段階(高位、中位、低位)で示す。
 - ② 資源量指標値は、資源量、資源量指数、漁獲量等とし、資源評価の精度確保のために、指標値の取得期間および指標性を勘案して選択する。
 - ③ 3段階の資源水準の区分方法は、原則として指標値の取得期間のデータすべてを用いて、パーセンタイルを用いた3分位により評価する。第1三分位点未満を「低位」、第1三分位点以上、第2三分位点未満を「中位」、第2三分位点以上を「高位」とす

る。

- ④ 各魚種の資源評価は原則毎年実施し、公表は3年に1回とするが、資源の大きな変動等があった場合には、臨時的に公表する。
 - ⑤ 資源評価手法の見直しは3年に1回と検証して、必要に応じて実施する。
 - ⑥ 上記①～⑤を例外的に行う場合は理由を明記する。
- (5) 資源動向
- ① 過去5か年の資源指標値の動向を3段階(増加、横ばい、減少)で示す。
 - ② 動向は、原則として資源量指標値の取得期間のうち直近5年間の変化を回帰直線の傾きで判断する。近似式から、年間5%以上の増加を「増加」、5%以上の減少を「減少」、5%未満の増加または5%未満の減少を「横ばい」とし、動向の判断ができない場合を不明とする。これ以外の手法で判断する場合は理由を明記する。なお、年変動率は回帰直線の傾きを中間年(例:5年間であれば3年目)の推計値で割ることで求めることとする。
 - ③ 資源水準の評価で用いた指標値によらず、最も適した指標値を使用する。
 - ④ 上記①～②を例外的に行う場合は理由を明記する。
- (6) 資源の将来予測
- 将来予測に関する知見を有する魚種については、資源水準および動向の見通しも併せて示す。
- (7) 管理方策
- 漁獲実態、資源評価および資源診断の結果など科学的知見に基づき、より効果的な資源管理に向けて資源管理方策を提示する。
- (8) 評価の再検討
- データのアップデートに伴い資源評価手法を変更するときは、従来の資源評価手法の結果も併記する。